

令和6年度札幌市国民健康保険特定保健指導業務の受託機関募集要領

札幌市国保では、令和6年度から、新たに特定保健指導（特定健診の結果、生活習慣の改善が必要とされた対象者への保健指導）を行う実施機関を募集します。

1 委託業務の件名

札幌市国民健康保険特定保健指導業務（動機付け支援及び積極的支援）

2 委託内容（受託者が行う業務の範囲）

受託者は、特定保健指導業務（動機付け支援・積極的支援）を行うこととします。

なお、特定保健指導業務は、高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」、並びに業務委託仕様書（別紙）に従って実施することとします。

3 委託する特定保健指導業務の実績

令和4年度特定保健指導利用数（令和4年度法定報告値）

特定保健指導の対象者数 6,031人

特定保健指導終了者数 848人（うち、動機付け支援729人、積極的支援119人）

4 請求と支払い

委託料の支払いについては、特定保健指導初回面接による支援終了後、および実績評価終了後に分割してお支払いいたします。

5 申込資格

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- ② 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申込がなされていないこと。
- ③ 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 札幌市内に事務所を有すること。
- ⑤ 特定保健指導の実施場所を札幌市内に確保できること。
- ⑥ 札幌市国保特定保健指導業務委託基準（業務委託仕様書別表）を満たしていること。
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）」及び「標準的な健診・特定保健指導プログラム（令和6年度版）」を遵守して、特定保健指導を実施できること。
- ⑧ 国で定める標準的な電子的様式（XML形式）又は紙により、特定保健指導結果を委託者が指定する機関に提供できること。
- ⑨ 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関としての登録をしていること。また、未登録の機関は令和6年3月31日までに社会保険診療報酬支払基金へ届け出を完了していること。
※登録については、社会保険診療報酬支払基金ホームページ
(https://www.ssk.or.jp/yoshiki/yoshiki_09_h30t.html) を参照してください。
- ⑩ 個人情報取扱安全管理基準を満たしていること。
※項目4の(1)(2)(3)(5)及び項目11は評価対象外とします。

6 申込方法

(1) 提出書類

申込にあたっては、提出期限までに次の書類を提出してください。

- ① 札幌市国保特定保健指導業務受託申込書 様式1
- ② 札幌市国保特定保健指導業務概要 様式2
- ③ 札幌市国保特定保健指導業務委託基準に関する調書 様式3
- ④ 申出書 様式4

※令和5年度の札幌市競争入札参加資格を有している場合は不要

⑤ 個人情報取扱安全管理基準適合申出書

様式5

⑥ 施設の概要がわかるパンフレット等

(2) 提出方法

提出書類は持参又は郵送ください。提出期限及び受付場所は下記のとおりです。

① 提出期限

令和6年3月8日（金）

② 受付場所（持参または郵送先）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所4階南側事務室内

札幌市 保険企画課（国保健康推進担当課） 特定保健指導担当係

※書類を持参される場合は、事前に連絡（電話011-211-2887）の上、お越し下さい。
（土日及び祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで）

提出書類を審査後、「5 申込資格」を満たしている場合は、3月中旬に改めて契約手続きに必要な書類を送付いたします。

7 その他留意事項

(1) 提案内容の変更禁止

書類提出後の追加、修正等は認めません。

(2) 申込の無効・失格

提出書類に虚偽の記載があった場合、又は審査において虚偽が判明した場合は、申し込みを無効とし、失格とします。

(3) 申込の辞退

書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を提出ください。

(4) 費用負担

① 書類等の作成、提出等に関して必要となる費用は、申込者の負担とします。

② 契約締結に向けた準備に要する費用は、申込者の負担とします。

【関係法令・通知】

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」昭和 57 年法律第 80 号
- 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」平成 19 年政令第 318 号
- 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」平成 19 年厚生労働省令第 157 号
- 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」平成 25 年厚生労働省告示第 91 号
- 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 号第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」平成 25 年厚生労働省告示第 92 号
- 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 17 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保持等に関する基準」平成 25 年厚生労働省告示第 93 号
- 「標準的な健診・保健指導に関するプログラム（令和 6 年度版）」
- 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」

※上記資料は厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>) からダウンロードできます。